# 高知市上下水道局キャラクター及びマンホール蓋デザインの使用に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市が著作権を有するキャラクター及びマンホール蓋のデザインのうち高知市上下水道局が所管するもの（以下「所有デザイン」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び図柄）

第２条　所有デザインの名称及び図柄は、別表に定めるとおりとする。

（使用承認申請）

第３条　所有デザインを使用しようとする者は、あらかじめ高知市上下水道局キャラクター及びマンホール蓋デザイン使用承認申請書（様式第１号）に必要書類を添えて、高知市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

⑴　本市、国、他の地方公共団体その他これらに準ずる機関がその業務の目的で使用する場合

⑵　本市が主催又は共催する事業に関係する団体がその事業の目的で使用する場合

⑶　新聞社、放送局等の報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合

⑷　前各号に掲げるもののほか、管理者が適当と認めた場合

（使用承認）

第４条　管理者は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、所有デザインの使用の可否を決定し、適当と認めたときは高知市上下水道局キャラクター及びマンホール蓋デザイン使用承認通知書（様式第２号）により、適当でないと認めたときは高知市上下水道局キャラクター及びマンホール蓋デザイン使用不承認通知書（様式第３号）により当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

２　前項の場合において、前条の申請の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、所有デザインの使用を承認しないものとする。

⑴　本市の信用、品位、イメージ等を損ない、又は損なうおそれがあるとき。

⑵　法令に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

⑶　公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

⑷　特定の政治、思想、宗教的主張を支援し、又は支援していると誤解を生じさせるおそれがあるとき。

⑸　特定の個人、団体、商品等を推奨していると誤解を生じさせるおそれがあるとき。

⑹　本市の事業又は本市の関連する事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。

⑺　申請者が次のいずれかに該当する者であるとき。

ア　高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第４条各号のいずれかに該当すると認められる者

イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業（同項第５号の営業を除く。）、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を行う者

⑻　所有デザインを改変（縦横比、形状及び色彩の変更並びにトリミング等をいう。以下同じ。）して使用しようとするとき。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　拡大又は縮小（縦横比の変更を伴わないものに限る。）

イ　色の変更（モノクロ又は単色への変更に限る。）

⑼　前各号に掲げるもののほか、管理者が適当でないと判断するとき。

３　管理者は、所有デザインの使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

（使用期間）

第５条　所有デザインの使用期間は、その使用承認の日から起算して４年を経過する日の属する年度の末日までとする。

（使用料）

第６条　所有デザインの使用料は、無料とする。

（遵守事項）

第７条　第４条第１項の規定により所有デザインの使用承認を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　提供される所有デザインのデータをそのまま使用することとし、第４条第２項第８号に掲げる以外の改変を行わないこと。

⑵　所有デザインについて、商標登録、意匠登録その他の知的財産権に関する一切の権利を新たに設定、登録等をしないこと。

⑶　所有デザインのうちキャラクターを使用する場合は、キャラクターの下部等の適切な位置に「高知市上下水道局マスコットキャラクター（当該キャラクターの名称）」を表記すること。ただし、スペース等の関係で表示が難しいときは、「©高知市上下水道局」の表示をもって代えることができる。

（完成品の提出）

第８条　使用者は、所有デザインを使用した商品等（以下「使用対象物件」という。）が完成したときは、速やかに管理者に提出しなければならない。ただし、その性質上、使用対象物件の提出が困難と認められるものについては、その写真等の提出をもって使用対象物件の提出に代えることができる。

（使用承認の変更等）

第９条　使用者は、所有デザインの使用承認を受けた内容を変更し、又は使用承認を更新しようとするときは、改めて第３条の規定による申請を行うものとする。

（使用承認の取消し）

第10条　管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、所有デザインの使用承認の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正な手段により所有デザインの使用承認を受けたとき。

⑵　所有デザインをその使用承認の内容以外の目的に使用したとき。

⑶　所有デザインの使用方法が不適当と認められたとき。

⑷　第４条第２項各号のいずれかに該当することとなったとき。

⑸　第７条各号のいずれかの規定に違反したとき。

⑹　前各号に掲げるもののほか、所有デザインの使用承認の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。

２　管理者は、前項の規定による取消しをしたときは、高知市上下水道局キャラクター及びマンホール蓋デザイン使用承認取消書（様式第４号）により、使用者に通知するものとする。

３　第１項の規定により所有デザインの使用承認を取り消された者（以下「承認取消者」という。）は、その取消しの日から当該使用対象物件を使用してはならない。

４　管理者は、承認取消者に対し、当該使用対象物件の回収を求めることができる。この場合において、当該回収に要する費用は、承認取消者の負担とする。

（損害の賠償等）

第11条　使用者が所有デザインの使用により本市に損害又は損失を与えたときは、管理者は、使用者に損害の賠償又は損失の補填を請求することができる。

２　前条第１項の規定による取消しにより承認取消者に損害又は損失が生じ、又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合であっても、管理者は、損害の賠償、損失の補填その他の法律上の責任を一切負わない。

３　使用者が所有デザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合であっても、管理者は、損害の賠償、損失の補填その他の法律上の責任を一切負わない。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年10月26日から施行する。

別表

<table>
<tr><th>区分</th><th>名称</th><th>図柄</th></tr>
<tr><td rowspan="2">キャラクター</td><td>とさうおっち</td><td><br>正面<br><br>背面<br><br>両手挙手<br><br>左手挙手<br><br>右手挙手</td></tr>
<tr><td>水の忍者スイドーくん</td><td><br>正面<br><br>背面</td></tr>
</table>

| | | |
|---|---|---|
| | じゃぐっさん |   正面　　背面 |
| マンホール蓋 | ニタリクジラ |  |
| | ヤイロチョウとヤマモモ |  |
| | 鳴子と鰹 |  |